



令和6年度

郡市町村 社会福祉協議会 活動支援事業報告書

- ✿ 地域における福祉学習実践事業
- ✿ 地域の支え合いの仕組みづくり推進事業
- ✿ 災害ボランティアセンターネットワーク構築事業



社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

地域における福祉学習実践事業要領

第1 目的

多発する自然災害に備え、学校や地域における防災教育をより一層充実させ、「命の尊さ」や「助け合いの心」を学ぶとともに、住民一人ひとりが自然災害を正しく理解し、いざというときのための実践的な知識と技術を得ることを目的として実施する。

第2 実施主体

実施主体は、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）とする。

第3 実施期間

実施期間は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。

第4 経費助成

助成金は概算払いとし、事業内容に応じて100,000円以内を助成する。

第5 事業内容

市町村社協は、次の各号に掲げる事業の中から実施するものとする。

- (1) 地域福祉や防災についての理解を深めるための事業
例) 五感をテーマにした福祉・防災学習、防災料理教室等の開催
- (2) 福祉・防災学習における担い手づくりのための事業
例) 福祉・防災学習サポーター養成講座等の開催

第6 県社協の支援

市町村社協は、実施プログラムについて青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）と協働で作成するものとする。

また、県社協は、市町村社協からの依頼に応じて、講師調整、職員派遣、情報提供等を行うものとする。

第7 実施上の留意事項

- (1) 市町村社協は県社協で指定した講師を活用することとする。なお、講師に係る謝金等は県社協が負担するものとする。
- (2) 市町村社協は、講師及び県社協と事前に打合せを行い、実施内容の企画・運営を行うものとする。なお、打合せに係る講師謝金については、助成金で対応するものとする。

第8 申請手続

申請手続等助成金の交付について必要な事項は、令和6年度都市町村社会福祉協議会活動支援事業助成要綱に定めるものとする。

地域の支え合いの仕組みづくり推進事業実施要領

第1 目的

地域共生社会の実現に向けて、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民主体による居場所づくり等を通じた生活上の課題の把握や住民同士の支え合いの推進を図り、具体的な事業展開や方向性を示すための仕組みづくりを支援することを目的として実施する。

第2 実施主体

実施主体は、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）とする。

第3 実施期間

実施期間は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。

第4 経費助成

助成金は概算払いとし、事業内容に応じて100,000円以内を助成する。

第5 事業内容

市町村社協は、次の各号に掲げる事業を新規に実施するものとする。

- (1) 地域福祉活動計画の策定
- (2) 地域の支え合い支援活動
 - ア サロン・お茶会等の住民交流事業を実施するための拠点作り活動
 - イ 外出支援、通院・買い物等の移送支援を行うための活動
 - ウ 掃除、炊事、洗濯等の家事支援をするための活動
 - エ 高齢者・障害者等が地域交流活動に参加する機会を提供するための活動

第6 県社協の支援

青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、市町村社協からの依頼に応じて、勉強会等の企画への助言、職員派遣、講師調整の他、計画策定等に係るプロセスやノウハウについて情報提供等を行う。

第7 実施上の留意事項

- (1) 第5(1)については、住民座談会等による調査活動を実施することとし、行政、民生委員・児童委員、関係機関・団体等、多様な主体が参画する委員会等を開催するものとする。
- (2) 第5(2)については、生活支援コーディネーター等と連携しながら実施するものとし、高齢者や障害者が地域で孤立することなく、安心して暮らし続けられるよう、地域の中での見守りや具体的な支援活動を行うものとする。
- (3) 事業終了後、実際の取り組みについて事例集として作成する予定であることから、事業実施にあたっては個人情報の取扱に留意し、写真等の提供について事前に承諾を得るものとする。

第8 申請手続

申請手続等助成金の交付について必要な事項は、令和6年度郡市町村社会福祉協議会活動支援事業助成要綱に定めるものとする。